

張 出 ・ 組 立 歩 道
定 期 点 検 要 領

令和 8 年 3 月

神奈川県県土整備局道路部道路管理課

目 次

1. 適用の範囲	1
2. 定期点検の目的	1
3. 定期点検の頻度	2
4. 定期点検計画	2
5. 定期点検の体制	3
6. 定期点検の項目及び方法	4
7. 定期点検の安全対策	7
8. 健全性の診断	8
8－1. 部材単位の健全性の診断	8
8－2. 張出・組立歩道毎の健全性の診断	10
9. 措置	11
10. 記録	11
点検記録様式	12
参考資料－1. 定期点検の主な着目箇所	16
参考資料－2. 張出・組立歩道の損傷事例	19
参考資料－3. 点検結果記入要領	30

1. 適用の範囲

本要領は、神奈川県が管理する道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路における張出・組立歩道の定期点検に適用する。

【解説】

本要領は、道路管理者が張出・組立歩道の各部材の状態を把握、診断し、必要な措置を特定するために必要な情報を得るための、定期点検の基本的な内容や方法について定めたものである。

張出・組立歩道の構造や周辺状況などは多岐にわたることから、実際の点検では、本要領の趣旨を踏まえて、個々の張出・組立歩道の諸条件を考慮し、点検の目的が達成されるよう、適切な内容や方法で行う必要がある。

なお、張出・組立歩道の管理者以外の者が管理する占用物件については、別途、占用事業者へ適時適切な点検等の実施について協力を求めるものとする。

2. 定期点検の目的

張出・組立歩道の現在の状態を把握、診断し、安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害の防止を図るとともに、措置の必要性の判断を行ううえで張出・組立歩道に係る必要な情報を得ることを目的とする。

定期点検では、損傷状況を把握し、それに基づき張出・組立歩道ごとの健全性の診断を行い、結果の記録を行う。

【解説】

点検の第一の目的は、管理する張出・組立歩道の変状をできるだけ早期に発見することである。第二の目的は、効率的な道路の維持管理を実施するために必要な変状の程度の把握を行うことにある。

張出・組立歩道については、突然の沈下や支柱等の損傷事例が報告されており、点検においては、特にこのような事故に関わる変状を早期にかつ確実に発見できることに、特に注意を払う必要がある。

点検の結果を受けて、発見された変状の部材等又は内容に応じて適切な措置を行うことによって事故を防止し、安全かつ円滑な交通を確保することができる。

また、蓄積された点検結果を分析することにより、道路管理面から見た張出・組立歩道の設計・施工の問題点や改善点が明らかになること、点検そのものの合理化に資することが期待される。このため、取得したデータは適切に保管、蓄積しておくことが重要となる。

3. 定期点検の頻度

定期点検は、原則として5年に1回の頻度で行うことを基本とする。

【解説】

定期点検は、張出・組立歩道の最新の状態を把握するとともに、次回の定期点検までの措置の必要性の判断を行う上で必要な情報を得るために行い、張出・組立歩道に附属している道路附属物については、張出・組立歩道の点検にあわせて近接目視による点検を行うことを基本とする。

また、張出・組立歩道の周辺環境条件、供用年数、材質、構造形式等により損傷の発生状況は異なるため、定期点検結果や張出・組立歩道の状態、修繕等の予定によっては5年より短い間隔で定期点検することを妨げるものではない。

さらに、張出・組立歩道の機能を良好に保つため、定期点検に加え、日常的な施設の状態の把握や、事故や災害等による施設の変状の把握等については適宜実施する。

4. 定期点検計画

定期点検の実施にあたっては、各張出・組立歩道の状況等に応じて適切な定期点検が実施できるよう、点検計画を作成するものとする。

【解説】

定期点検を効率的かつ適切に行うためには、事前に十分な点検計画を作成する必要がある。ここでいう点検計画とは、点検作業に着手するための、既往資料の調査、点検項目と方法、点検体制、現地踏査、管理者協議、安全対策、緊急連絡体制、工程など定期点検に係る全ての計画をいう。

(1) 既往資料の調査

個別台帳、既存の点検結果の記録等を調査し、各構造物の諸元、損傷の状況、補修履歴等を把握する。

(2) 点検項目と方法

本要領「6. 定期点検の項目及び方法」を原則とする。

(3) 点検体制

本要領「5. 定期点検の体制」を原則とする。

(4) 現地踏査

定期点検に先立ち、張出・組立歩道及び周辺状況を把握し、点検方法や足場等の資機材の計画立案に必要な情報を得るための現地踏査を実施する。この際、交通状況や点検に伴う交通規制の方法等についても調査し、記録（写真を含む）する。

(5) 管理者協議

定期点検の実施にあたり、鉄道会社、河川管理者、公安委員会及び他の道路管理者等との協議が必要な場合には、円滑に定期点検が行えるように協議に関する事項を記載する。

(6) 安全対策

本要領「7. 定期点検の安全対策」を原則とする。

(7) 緊急連絡体制

事故等の発生時の緊急連絡体制を構築する。定期点検に従事する者から、調査職員、警察署、救急指定病院等へ連絡する場合の手順を明らかにしておく。

(8) 工程

定期点検を適切に行うために、点検順序、必要日数あるいは時間などをあらかじめ検討し、実施計画に反映させることとする。

5. 定期点検の体制

張出・組立歩道の定期点検を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者が行う。

【解説】

張出・組立歩道は、様々な材料や構造が用いられ、また、様々な地盤条件、交通及びその他周辺条件におかれること、また、これらによって、変状が施設に与える影響、変状の原因や進行も異なることから、施設の状態と措置の必要性の関係を定型化し難い。また、記録に残す情報なども、想定される活用方法に応じて適宜選別する必要がある。そこで、必要な知識および技能を有する者が施設の定期点検を行うことが求められる。

例えば、以下のいずれかの要件に該当する者が行うことが重要である。

- ・ 張出・組立歩道等の構造物に関する相応の資格または相当の実務経験を有すること
- ・ 張出・組立歩道の設計、施工、管理に関する相当の専門知識を有すること
- ・ 定期点検に関する相当の技術と実務経験を有すること

なお、相応な資格とは、技術士（道路、鋼構造及びコンクリート）、RCCM（道路、鋼構造及びコンクリート）、コンクリート診断士、コンクリート構造診断士等を想定する。

6. 定期点検の項目及び方法

(1) 定期点検では、対象の張出・組立歩道毎に必要な情報が得られるよう、点検する部位・部材に応じて、適切な項目（変状の種類）に対して点検を実施しなければならない。

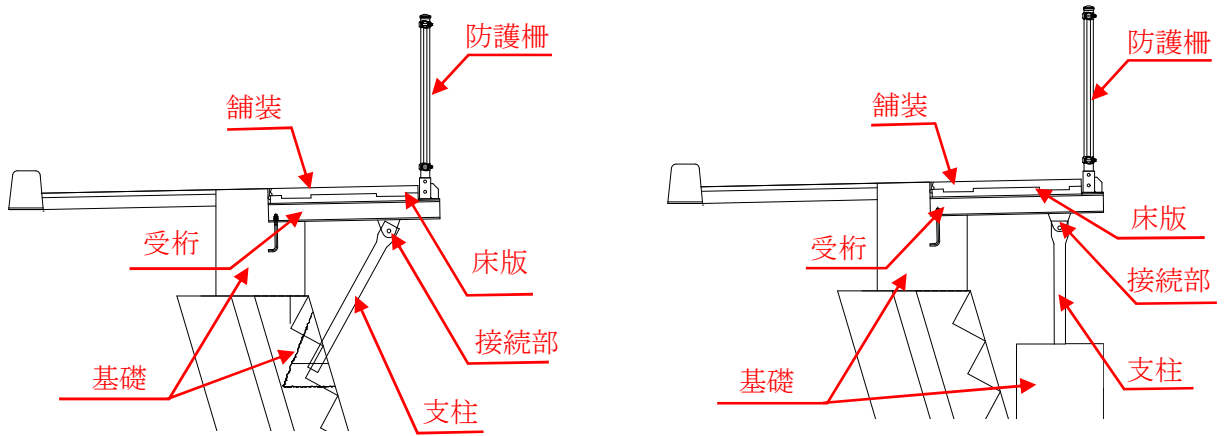
表－6. 1に標準的な点検部位・部材と点検項目の標準（変状の種類）を示す。

表－6. 1 定期点検部位・部材と点検項目の標準（変状の種類）

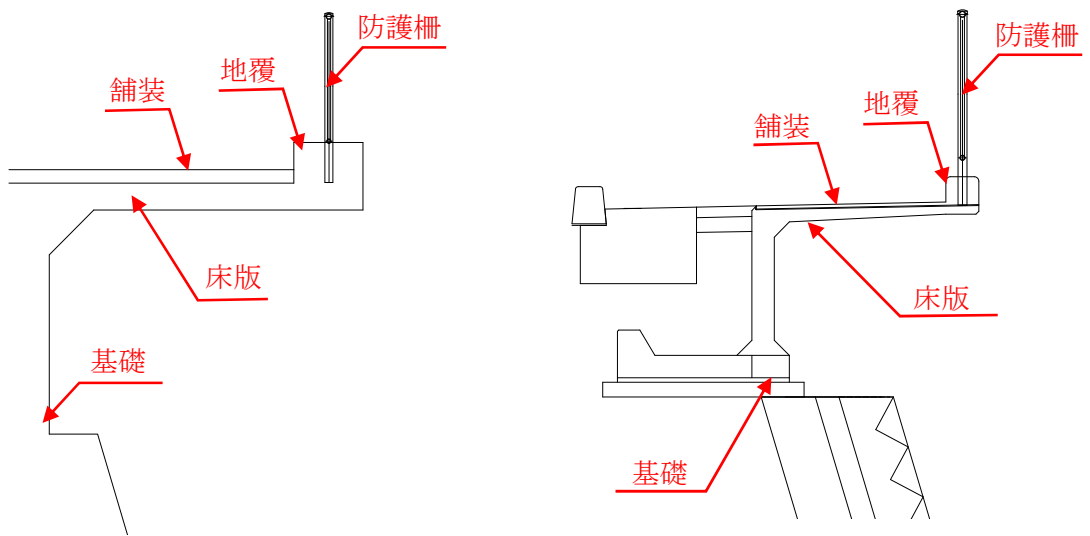
部位・部材区分		対象とする項目		
		鋼	コンクリート	その他
本体	床版	<ul style="list-style-type: none"> ・腐食 ・亀裂 	<ul style="list-style-type: none"> ・ひびわれ ・剥離・鉄筋露出 	
	受桁	<ul style="list-style-type: none"> ・ゆるみ・脱落・破断 	<ul style="list-style-type: none"> ・漏水・遊離石灰 ・抜け落ち 	
	支柱	<ul style="list-style-type: none"> ・防食機能の劣化 ・補修・補強材の損傷 	<ul style="list-style-type: none"> ・補修・補強材の損傷 	
	接続部	<ul style="list-style-type: none"> ・損傷 ・定着部の異常 	<ul style="list-style-type: none"> ・床版ひびわれ ・うき 	
	基礎	<ul style="list-style-type: none"> ・漏水・滞水 ・異常な音・振動 	<ul style="list-style-type: none"> ・定着部の異常 ・漏水・滞水 	<ul style="list-style-type: none"> ・沈下・移動・傾斜 ・洗堀
路上	舗装	<ul style="list-style-type: none"> ・異常なたわみ ・変形・欠損 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・異常な音・振動 ・異常なたわみ ・変形・欠損 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・路面の凹凸 ・舗装の異常 ・漏水・滞水 ・土砂の堆積 ・その他
	地覆			
	防護柵			
その他	擁壁・法面			<ul style="list-style-type: none"> ・沈下・移動・傾斜 ・洗堀 ・浸食
	排水施設			<ul style="list-style-type: none"> ・土砂等の詰まり
	その他附属施設			

図-6. 1 代表的な張出・組立歩道の構造形式

(支柱形式)



(片持ち形式)



(2) 定期点検による状態の把握は、近接目視、または近接目視による状態の把握と同等の情報が得られる方法で行うことを基本とする。

表-6.2に主な変状毎の点検の標準的な方法を示す。

表-6.2 点検の標準的な方法

材料	変状の種類	点検の標準的な方法	【参考】必要に応じて採用できる方法の例
鋼部材	腐食	目視、ノギス、点検ハンマー	超音波板厚計による板厚計測
	亀裂	目視	磁粉探傷試験、超音波探傷試験等
	ゆるみ・脱落	目視、点検ハンマー	ボルトヘッドマークの確認、打音検査等
	破断	目視、点検ハンマー	打音検査 (ボルト)
	防食機能の劣化	目視	写真撮影(画像解析による調査)、膜厚測定 付着性試験等
コンクリート部材	ひびわれ	目視、クラックスケール	写真撮影(画像解析による調査)
	剥離・鉄筋露出	目視、点検ハンマー	写真撮影(画像解析による調査)、打音検査
	漏水・遊離石灰	目視	—
	抜け落ち	目視	—
	床版ひびわれ	目視、クラックスケール	写真撮影(画像解析による調査)
	うき	目視、点検ハンマー	打音検査、赤外線調査
共通	補修・補強材の損傷	目視、点検ハンマー	—
	定着部の異常	目視	打音検査、赤外線調査
	漏水・滞水	目視	—
	異常な音・振動	傾聴、目視	—
	異常なたわみ	目視	—
	変形・欠損	目視、コンベックス	—
その他	路面の凹凸	目視、コンベックス、ポール	—
	舗装の異常	目視	—
	土砂の堆積	目視、コンベックス	—
	沈下・移動・傾斜	目視、コンベックス、ポール	移動量測定
	洗堀	目視、ポール	—
	土砂等詰まり	目視	—

【解説】

(1) 表-6.1は、定期点検における標準的な点検部位・部材と点検項目について示したものである。張出・組立歩道の構造や設置位置などの条件によっては点検項目の追加や削除が必要となる場合もあるので、点検項目は点検対象の張出・組立歩道毎適切に設定しなければならない。部位・部材区分の「部材」は、例えば床版、受桁等を指し、「部位」は部材中の特定部位であり、例えば本体との接続部等を指す。

(2) 表-6.2は、定期点検における変状の種類に応じた標準的な点検の方法について示したものである。

定期点検を行う者は、健全性の診断の根拠となる張出・組立歩道の現在の状態を、近接目視により把握するか、または、自らの近接目視によるときと同等の健全性の診断を行うことができる情報が得られると判断した方法により把握しなければならない。

近接目視とは、肉眼により部材の変状等の状態を把握し、評価が行える距離まで接近して目視を行うことを想定している。

近接目視による変状の把握には限界がある場合もあるため、必要に応じて触診や打音検査を含む非破壊検査技術などを適用することを検討しなければならない。

なお、土中部等における不可視部分の部材については、周辺の状態などを確認し、変状が疑われる場合には必要に応じて試掘や非破壊検査を行われなければならない。

7. 定期点検の安全対策

定期点検は、道路交通、第三者及び点検に従事する者に対して適切な安全対策を実施して行わなければならない。

【解説】

定期点検は供用されている道路で行うことが多いため、道路交通、第三者及び定期点検に従事する者の安全確保を第一に、労働基準法、労働安全衛生法その他関連法規を遵守するとともに、現地の状況を踏まえた適切な安全対策について、実施計画に盛り込むものとする。

主な留意事項は次のとおりである。

- ・高さ2 m以上の箇所で作業を行う場合、点検に従事する者は必ず墜落制止用器具を使用する。
- ・足場、手すり、ヘルメット、墜落制止用器具の点検を始業前に必ず行う。
- ・足場、通路等は常に整理整頓し、安全通路の確保に努める。
- ・道路あるいは通路上での作業には、必ず安全チョッキを着用し、必要に応じて交通誘導員を配置し、作業区域への第三者の立ち入りを防止する。
- ・高所作業では、用具等を落下させないようにストラップ等で結ぶ等、十分注意する。
- ・現地で作業に従事する際には、通常、桁下等に自動車交通や列車交通があることから「道路工事等における標示及び保安施設の設置基準」に基づき、これらに十分留意し、安全を確保して作業を行う。

8. 健全性の診断

定期点検では、部材単位の健全性の診断と張出・組立歩道毎の健全性の診断を行う。

8-1. 部材単位の健全性の診断

部材単位の健全性の診断は、表-8.1.1の判定区分により行う。

表-8.1.1 判定区分

区 分		定 義
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

【解説】

定期点検では、表-6.1に示す評価単位の区分（部材）毎の健全性の診断を行う。損傷程度の評価は、現状の損傷の有無や程度を客観的な事実として記録する。つまり、損傷の現状を評価したものであり、その原因や将来予測、全体の耐久性等へ与える影響度合は含まない。部材単位の健全性の診断は、着目する部材とその損傷が構造物の機能に及ぼす影響の観点から行うものである。

定期点検の際に道路利用者や第三者被害のおそれがある損傷が認められた場合は、応急的に措置を実施した上で、上記I～IVの判定を行うこととする。

判定区分のI～IVに分類する場合の措置の基本的な考え方は以下のとおりである。

- I：次回定期点検までの間、予定される維持行為等は必要であるが、特段の監視や対策を行う必要のない状態をいう。
- II：次回定期点検までに、長寿命化を行うにあたって時宜を得た修繕等の対策を行うことが望ましい状態をいう。
- III：次回定期点検までに、構造安全性の確保や道路の機能確保の観点から、修繕等の対策や第三者被害の防止のための措置等を行う必要がある状態をいう。
- IV：緊急に対策を行う必要がある状態をいう。

(判定の単位)

部材単位の健全性の診断は、表-6.1に示す点検部位・部材毎の点検結果を基に、表8.1.2に示す評価単位毎に区分して行う。

表8.1.2 判定の評価単位の標準

本 体					路 上			そ の 他		
床版	受桁	支柱	接続部	基礎	舗装	地覆	防護柵	擁壁・ 法面	排水 施設	その他 付属施設

【解説】

張出・組立歩道は機能や役割の異なる多くの部材が組み合わされた構造体であり、部材の変状や機能障害が構造物全体の性能に及ぼす影響は張出・組立歩道の形式によって大きく異なる。

また、一般的には補修・補強等の措置は必要な機能や耐久性を回復するために部材単位で行われるため、健全性の診断を部材単位で行うこととした。

なお、表-8.1.2に示す部材が複数ある場合、それぞれの部材について張出・組立歩道全体への影響を考慮して「表-8.1.1 判定区分」に従って判定を行う。

8-2. 張出・組立歩道毎の健全性の診断

張出・組立歩道毎の健全性の診断は、表-8.2の判定区分により行う。

表-8.2 判定区分

区 分		定 義
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

【解説】

張出・組立歩道毎の健全性の診断は、部材単位で補修や補強の必要性等を評価する点検とは別に、張出・組立歩道毎で総合的な評価を付けるものであり、管理者が保有する張出・組立歩道全体の状況を把握するなどの目的で行うものである。

部材単位の健全性が張出・組立歩道の健全性に及ぼす影響は、構造形式や周辺環境条件などにより異なるため、「8-1. 部材単位の健全性の診断」の結果を踏まえて、張出・組立歩道毎の施設単位で総合的に判断することが必要である。

一般には、張出・組立歩道の性能に影響を及ぼす主要な部材に着目して、最も厳しい健全性の診断結果で代表させることができる。

9. 措置

部材単位の健全性の診断結果に基づき、道路の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずる。

【解説】

具体的には、対策（補修・補強、更新）、定期的あるいは常時の監視、緊急に対策を講じることができない場合などの対応として、通行規制・通行止めがある。

補修・補強にあたっては、健全性の診断結果に基づいて張出・組立歩道の機能や耐久性等を回復させるための最適な対策方法を管理者が総合的に検討する。

定期点検では、近接目視を基本とした限定された情報で健全性の診断を行っていることに留意が必要であり、たとえば、対策方法の検討のために追加で実施した状態把握等の結果を踏まえ、必要に応じて再度健全性を診断する。

10. 記録

定期点検及び健全性の診断の結果並びに措置の内容等を記録し、当該張出・組立歩道が供用されている期間中は、これを保存する。

【解説】

定期点検の結果は、維持・補修等の計画を立案する上で参考とする基礎的な情報であり、適切な方法で記録し、蓄積しておかなければならない。

なお、定期点検後に、補修・補強等の措置を行った場合は、「8. 健全性の診断」を改めて行い速やかに記録に反映しなければならない。

また、その他の事故や災害等により張出・組立歩道の状態に変化があった場合には、必要に応じて「8. 健全性の診断」を改めて行い、措置及びその後の結果を速やかに記録に反映しなければならない。

管理番号・所在地・管理名者等

管理番号			路線名		所在地	設置位置 (起終点)	緯度	
							経度	
管理者名			定期点検実施年月日			定期点検者		
建設年次※1	延長 (m)	幅員 (m)	設置高 (m)	歩道下状況	支持形式	床版形式		支柱形式
緊急輸送道路	代替路の有無		通学路該当の有無	占用物件 (名称)			点検方法	

※1 : 建設年次が不明の場合は「不明」と記入とする。

部材単位の診断 (部材毎に最も厳しい健全性の診断結果を記入)

部材名		定期点検時に記録			措置後に記録		
		判定区分 (I~IV)	変状の種類 (II以上の場合に記載)	備考 (写真番号、位置等が 分かるように記載)	措置後の 判定区分	措置内容	措置及び判定 実施年月日
本体	床版						
	受桁						
	支柱						
	接続部						
	基礎						
路上	舗装						
	地覆						
	防護柵						
その他	擁壁・法面						
	排水施設						
	その他付属施設						

張出・組立歩道毎の健全性の診断 (対策区分 I~IV)

		定期点検時に記録
(判定区分)	(所見等)	

位置図・写真

位置図	起点	終点	歩道下

状況写真(損傷状況)

- 部材単位の判定区分がⅡ、Ⅲ又はⅣの場合には、直接関連する不具合の写真に掲載すること。
- 部材単位で不具合が無くても、各部材ごとに写真を添付すること。(判定区分がⅠの場合)

部材名【判定区分: 】	写真番号:	部材名【判定区分: 】	写真番号:
部材名【判定区分: 】	写真番号:	部材名【判定区分: 】	写真番号:

損傷一般図



損傷断面図



参考資料－ 1. 定期点検の主な着目箇所

健全性の診断の区分の決定の主たる根拠として、張出・組立歩道の定期点検において着目すべき主な箇所の例を付表－ 1 に示す。

付表－ 1 定期点検時の主な着目箇所の例

着目箇所	着目のポイント
床版	<ul style="list-style-type: none"> ■ 張出歩道の床版は、受桁で支持する構造や受桁が無く基礎と一体で片持ち梁として張り出す構造があり、それぞれで床版ひびわれの発生箇所やひびわれ方向が変わるため、床版の構造や支持形式に応じた留意が必要である。 ■ 舗装の経年劣化や雨水の浸透により生じたひびわれ、剥離部からコンクリートのひびわれを通して床版内に雨水が浸透することで内面の腐食が発生しやすい。 ■ 床版内に浸透した雨水の影響により中詰めされたコンクリートが土砂化に至る場合がある。 ■ デッキプレート（波型鋼板）は縦方向、横方向に継目を有し、溶接にて接合している。床版内に浸透した雨水がデッキプレート凹部及び継目（デッキプレート天端の凸部に設けられることが多い）に沿って滞水し、腐食が生じやすい。 ■ デッキプレート下面にて腐食が連続的に生じていたり、腐食部が散在していたり、孔食がある場合には、舗装面からの水の浸入によりデッキプレートの上面側で腐食が著しく進展している可能性がある。 ■ デッキプレート下面では、結露等による防食機能の劣化及び腐食が発生しやすい。
受桁	<ul style="list-style-type: none"> ■ 受桁が鋼製の場合は、床版表面部および土工部からの漏水により腐食が生じる場合がある。特に端部に腐食が発生しやすい。 ■ 部材が変形している場合、亀裂やボルトの破断などが生じている場合がある。 ■ 受桁がコンクリート製の場合は、床版表面部および土工部からの漏水によりうき、剥離・鉄筋露出が生じる場合がある。 ■ 疲労によるひびわれと内部への雨水の浸透がある場合、劣化により剥離が発生する可能性がある。 ■ 腐食片の落下による第三者被害に至る可能性がある。 ■ 内側に取り付けられる部材のため、雨水の浸透や結露による防食機能の劣化及び腐食が発生しやすい。

着目箇所	着目のポイント
支柱	<ul style="list-style-type: none"> ■ 経年劣化や雨水による防食機能の劣化及び腐食が発生しやすい。 ■ 部材が変形している場合、亀裂やボルトの破断などが生じている場合がある。 ■ 雨水が直接かかる部分や床版表面部からの漏水により、うき、剥離・鉄筋露出が生じ、鉄筋の腐食に伴うコンクリートのひびわれや欠損、劣化が発生しやすい。 ■ 支柱が破断及び変形している場合は、路上の通りが不均一になる可能性がある。
接続部	<ul style="list-style-type: none"> ■ 振動により、取付ボルトにゆるみが発生しやすい ■ ボルトやナットに変形や欠損がある場合、ゆるみが生じている可能性がある。 ■ フックは、溶接により構造物本体に取り付けられていることが多い。溶接線に沿った腐食や亀裂等の状態に注意が必要である。 ■ 雨水が直接かかる部分や床版表面部からの漏水により、うき、剥離・鉄筋露出が生じ、鉄筋の腐食に伴うコンクリートのひびわれや欠損、劣化が発生しやすい。
基礎	<ul style="list-style-type: none"> ■ 疲労によるひびわれと内部への雨水の浸透がある場合、劣化により沈下が発生する可能性がある ■ 道路構造物との接続部分はひびわれが発生しやすい。 ■ 地盤の影響を直接受けることから、沈下・傾斜・移動が発生しやすい。 ■ 水路や河川などの流水部では、洗堀が発生しやすい。
舗装	<ul style="list-style-type: none"> ■ 経年劣化によりひびわれが発生しやすい。また、劣化部から雨水が浸透することで床版内部に腐食が生じやすい ■ 接続する構造物の沈下により段差が生じている場合は、利用者に転倒の恐れがある。 ■ 滞水がある場合は、排水施設の不良などに注意する必要がある。
地覆	<ul style="list-style-type: none"> ■ 縦横断勾配の低い箇所に雨水が滞留することにより、地覆立ち上り部に腐食が発生しやすい。 ■ 経年劣化や雨水の浸透により生じたひびわれ、剥離部からのひびわれを通して雨水が浸透することで遊離石灰が発生しやすい。 ■ 地覆内部に漏水や結露により、滞水や腐食が発生している可能性がある。

着目箇所	着目のポイント
防護柵	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地覆との境界部は雨水や融雪剤が滞留しやすく、錆による板厚減少が生じやすい。 ■ 振動により、ボルトにゆるみが生じやすい。 ■ 車両衝突による変形や、経年劣化による腐食や亀裂がある場合、機能低下が発生している可能性がある。
擁壁・法面	<ul style="list-style-type: none"> ■ 基礎を支持する擁壁にひびわれ、目地のずれ、はらみ出し等が生じている場合は、張出歩道の沈下や崩壊等の可能性がある。 ■ 法面が流末不良により浸食されている場合は、基礎が洗堀されている可能性がある。
排水施設	<ul style="list-style-type: none"> ■ 経年劣化により継手や接続部などにひびわれ、欠損がある場合は、施設からの漏水や、周辺からの不明な水の流入などに注意が必要である。 ■ 塵芥や落葉などが堆積することにより、土砂詰りが発生しやすい。また、劣化部から雨水が浸透することで内部に腐食が発生しやすい。

参考資料－２．張出・組立歩道の損傷事例

「張出・組立歩道定期点検要領」に従って、部材単位での健全性の診断を行う場合の参考となるよう、典型的な損傷例に対して、判定にあたって考慮すべき事項の例を示す。なお、各部材の状態の判定は、定量的に判断することは困難であり、また張出・組立歩道の構造形式や周辺条件によって異なるため、実際の定期点検においては、対象の張出・組立歩道の条件を考慮して適切な区分に判定する必要がある。

本参考資料では、表－１に示す変状の種類別に、張出・組立歩道の損傷事例を示す。

表－１ 変状の種類

本 体	路 上
<ul style="list-style-type: none">・床版・受桁・支柱・接続部・基礎	<ul style="list-style-type: none">・舗装・地覆・防護柵

※その他は損傷事例無し。



本 体	床 版	1 / 2
-----	-----	-------

判定区分Ⅱ	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態（予防保全段階）
-------	----------------------------------------------------

	<p>例</p> <p>母材の板厚減少はほとんど生じていないものの、全体的に防食機能が劣化しており、放置すると腐食が進行すると見込まれる場合。</p>
	<p>例</p> <p>床版下面に漏水、遊離石灰が見られる場合。</p>
	<p>例</p> <p>母材の防食機能などは劣化していないものの、一部、腐食による亀裂が見られる場合。</p>
	<p>例</p> <p>床版内部に雨水が浸入し、一部範囲で鉄筋が露出し、コンクリートが脱落している場合。</p>
<p>備考</p>	



本 体	床 版	2 / 2
-----	-----	-------

判定区分Ⅲ	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態（早期措置段階）
-------	------------------------------------------

	例	全体的に漏水や滞水によって、広範囲に激しい腐食が広がっている場合。
	例	耐久力が損なわれる欠損とコンクリートの剥離が生じている場合。
	例	
	例	
備考		



本 体	受 朽	1 / 2
-----	-----	-------

判定区分Ⅱ	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態（予防保全段階）
-------	----------------------------------------------------

	例
	<p>広い範囲で錆が発生しており、顕著な板厚減少は少ないが、放置すると大きな損傷に進展する可能性がある場合。</p>
	例
	<p>防食機能が劣化しており、放置すると大きな損傷に進展する可能性がある場合。</p>
	例
	例
備考	

本 体	受 桁	2 / 2
-----	-----	-------

判定区分Ⅲ	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態（早期措置段階）
-------	------------------------------------------

	<table border="1"> <tr> <td>例</td> <td>局所的に板厚減少が確認でき、漏水によって、激しい腐食が広がり、構造安全性が損なわれる可能性がある。</td> </tr> </table>	例	局所的に板厚減少が確認でき、漏水によって、激しい腐食が広がり、構造安全性が損なわれる可能性がある。
例	局所的に板厚減少が確認でき、漏水によって、激しい腐食が広がり、構造安全性が損なわれる可能性がある。		
	<table border="1"> <tr> <td>例</td> <td>明らかな断面欠損を伴う腐食があり、進行すると、構造安全性が損なわれる可能性がある。</td> </tr> </table>	例	明らかな断面欠損を伴う腐食があり、進行すると、構造安全性が損なわれる可能性がある。
例	明らかな断面欠損を伴う腐食があり、進行すると、構造安全性が損なわれる可能性がある。		
	<table border="1"> <tr> <td>例</td> <td></td> </tr> </table>	例	
例			
	<table border="1"> <tr> <td>例</td> <td></td> </tr> </table>	例	
例			
備考			

本 体	支 柱	1 / 1
判定区分Ⅱ	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態（予防保全段階）	
	例	腐食の進行が見られる場合。
	例	支柱基礎部に腐食の進行が見られる場合。
	例	
	例	
備考		


本 体	接続部	1 / 2
-----	-----	-------

判定区分Ⅱ	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態（予防保全段階）
-------	----------------------------------------------------

	<table border="1"> <tr> <td>例</td> <td>ボルトナットに腐食が見られ、取付部の機能が低下している可能性がある場合。</td> </tr> </table>	例	ボルトナットに腐食が見られ、取付部の機能が低下している可能性がある場合。
例	ボルトナットに腐食が見られ、取付部の機能が低下している可能性がある場合。		
	<table border="1"> <tr> <td>例</td> <td>ボルトナットに腐食とゆるみが見られ、取付部の機能が低下している可能性がある場合。</td> </tr> </table>	例	ボルトナットに腐食とゆるみが見られ、取付部の機能が低下している可能性がある場合。
例	ボルトナットに腐食とゆるみが見られ、取付部の機能が低下している可能性がある場合。		
	<table border="1"> <tr> <td>例</td> <td></td> </tr> </table>	例	
例			
	<table border="1"> <tr> <td>例</td> <td></td> </tr> </table>	例	
例			
備考			


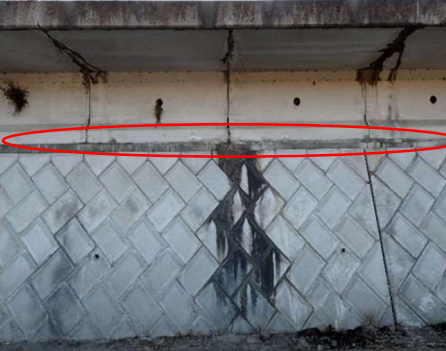
本 体	接続部	2 / 2
-----	-----	-------

判定区分Ⅲ	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態（早期措置段階）
-------	------------------------------------------

	例	フック部のボルトが明らかに減肉し、接合部としての機能が低下している場合。
	例	
	例	
	例	
備考		

本 体	基 礎	1 / 2
-----	-----	-------

判定区分Ⅱ	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態（予防保全段階）
-------	----------------------------------------------------

	例
	目視で確認できるひびわれが見られる場合。
	例
	目視で確認できるひびわれが見られる場合。
	例
	例
備考	

本 体	基 礎	2 / 2
-----	-----	-------

判定区分Ⅲ	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態（早期措置段階）
-------	------------------------------------------

	例	洗堀が生じており、放置すると沈下や崩壊などの可能性がある場合。
	例	法面が浸食され、洗堀が生じており、放置すると沈下や崩壊などの可能性がある場合。
	例	
	例	
備考		

路 上	舗装・地覆・防護柵	1 / 1
-----	-----------	-------

判定区分Ⅱ	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態（予防保全段階）
-------	----------------------------------------------------

	<p>例</p> <p>舗装面にひびわれが生じている場合。</p>
	<p>例</p> <p>舗装面に排水不良により滞水が生じている場合。</p>
	<p>例</p> <p>地覆部にうき、ひびわれが生じている場合。</p>
	<p>例</p> <p>転落防止柵に腐食や変形が生じている場合。</p>
<p>備考</p>	

参考資料－３．点検結果記入要領

点検結果については以下の要領で「点検記録様式」を作成し、各様式を作成する。

1. 点検記録様式（様式1）

「点検記録様式」に張出・組立歩道の基本情報と点検結果を記録する。

(1) 基本情報

- ・基本情報として、路線名、所在地及び構造形式等の情報を記載する。
- ・代替路の有無とは、当該張出・組立歩道を除き、道路を歩行するための歩道の有無とする。
- ・緊急輸送道路の指定は、「第1次」、「第2次」、「指定無」とする。
- ・通学路の有無には、当該張出・組立歩道が通学路と指定されているものは「有」、指定されていないものは「無」とする。
- ・なお、日常管理等にも活用することを考慮し、点検を実施した施設の位置を特定するため、位置図、写真等により示しておく。

(2) 診断結果

- ・部材単位の診断は、各部材に対しての判定区分や変状の種類を記載する。
また、措置を行った場合は、措置の内容等を記載する。
- ・張出・組立歩道毎の健全性の診断は、施設全体に対する技術的見解の総括を述べる。
張出・組立歩道の性能、関連する異常や変状、各部材に対して次回点検までに必要な補修や補強等の対策の必要性やその理由が容易に理解できるように記述する。

2. 点検記録様式 状態写真（損傷状況）（様式2）

部材毎、損傷毎に、判定結果に関する写真と判定区分を記載する。

なお、健全な部材であっても、写真と判定区分を記載する。

3. 点検記録様式 損傷一般図（様式3-1）

部材毎における判定区分の位置と損傷程度を後日特定できるようにするため、ポンチ絵（平面・側面図など）に損傷内容や判定結果を記録したうえで添付する。

なお、詳細な図面がある場合は、ポンチ絵ではなく、詳細な図面へ損傷毎に、判定結果を記録のうえ、添付する。

4. 点検記録様式 損傷断面図（様式3-2）

「3. 点検記録様式 損傷一般図（様式3-1）」と整合が図れるよう、各断面のポンチ絵に損傷内容や判定結果を記録したうえで添付する。

なお、詳細な図面がある場合は、ポンチ絵ではなく、詳細な図面へ損傷毎に、判定結果を記録のうえ、添付する。

記入例

点検記録様式

様式 1

管理番号・所在地・管理名者等

管理番号		路線名		所在地	設置位置 (起終 点)	緯度	35.416527, 139.469730
〇-〇〇〇-〇		国道〇〇〇号		〇〇市〇〇丁目			
管理者名		定期点検実施年月日		〇〇〇〇.〇.〇	定期点検者	(株)〇〇 神奈川 太郎	
〇〇土木事務所							
建設年次※1	延長 (m)	幅員 (m)	設置高 (m)	歩道下状況	支持形式	床版形式	支柱形式
不明	20.0	2.1	3.0	畑、民家	支柱式 (鋼)	デッキプレート	鋼製支柱
緊急輸送道路	代替路の有無		通学路該当の有無	占用物件 (名称)			点検方法
第1次	有		該当無	-			近接目視

※1 : 建設年次が不明の場合は「不明」と記入とする。


部材単位の診断 (部材毎に最も厳しい健全性の診断結果を記入)

部材名		定期点検時に記録			措置後に記録		
部材名		判定区分 (I~IV)	変状の種類 (II以上の場合に記載)	備考 (写真番号、位置等が 分かるように記載)	措置後の 判定区分	措置内容	措置及び判定 実施年月日
本体	床版	II	腐食、防食機能の劣化	写真1			
	受桁	I					
	支柱	II	腐食	写真2、3			
	接続部	I					
	基礎	II	漏水、遊離石灰	写真3			
路上	舗装	II	ひびわれ	写真4			
	地覆	-					
	防護柵	I					
その他	擁壁・法面	I					
	排水施設	-					
	その他付属施設	-					

張出・組立歩道毎の健全性の診断 (対策区分 I~IV)

張出・組立歩道毎の健全性の診断 (対策区分 I~IV)		定期点検時に記録
(判定区分)	(所見等)	
II	床版、支柱に腐食・防食機能の劣化がみられる。予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい。 舗装のひびわれは維持工事等で対応する必要がある。	

位置図・写真

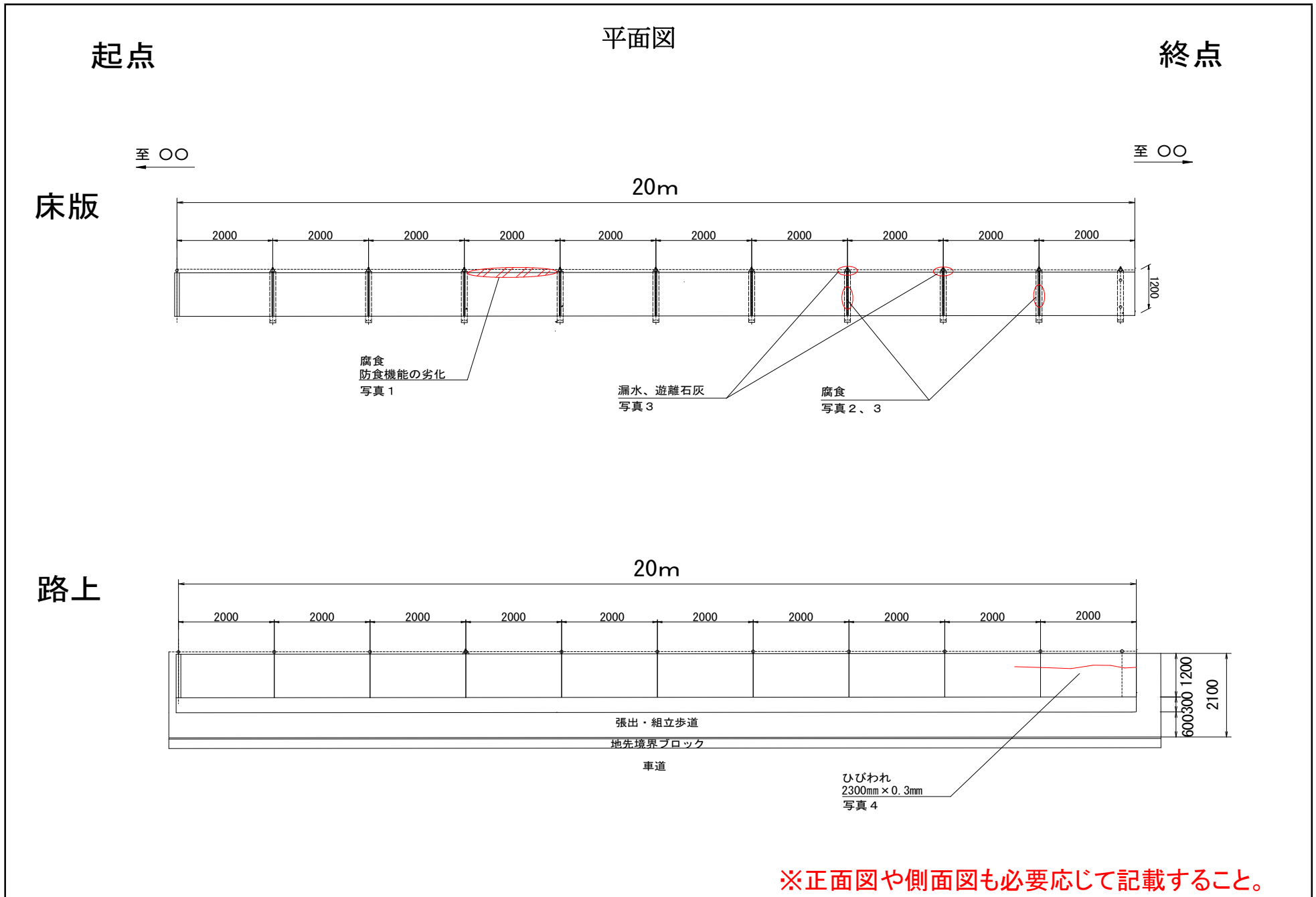
位置図	起点	終点	歩道下
			

状況写真(損傷状況)

○部材単位の判定区分がⅡ、Ⅲ又はⅣの場合には、直接関連する不具合の写真を掲載すること。
○部材単位で不具合が無くても、各部材ごとに写真を添付すること。(判定区分がⅠの場合)

<p>床版【判定区分:Ⅱ】</p> <p>写真番号:1</p> 	<p>支柱【判定区分:Ⅱ】</p> <p>写真番号:2</p> 
<p>基礎【判定区分:Ⅱ】</p> <p>写真番号:3</p> 	<p>舗装【判定区分:Ⅱ】</p> <p>写真番号:4</p> 

損傷一般図



損傷断面図

